

平成10年 7月23日

姫路市長 堀川和洋

姫路市安全・安心生活道路整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、築造主等及び土地所有者の理解と協力のもとに狭あい道路の拡幅整備を促進するための必要な事項を定め、市民にとって安全かつ安心な生活道路を確保することにより、災害に強い市街地の形成と良好な居住環境の整備を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する道路のうち、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により市道に認定され、同法第18条の規定により道路の区域決定及び供用開始がされたもの及び市長がこれと同等と認めるもの
- (2) 建築行為 建築物を建築し、又は建築物以外の工作物を築造する行為
- (3) 築造主等 建築物又は工作物の築造主及び建築物又は工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者
- (4) 道路後退線 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線
- (5) 後退道路用地 狭あい道路の境界線と道路後退線に挟まれた土地
- (6) 土地所有者 後退道路用地の所有者

(適用対象)

第3条 この要綱は、狭あい道路に接する次の各号のいずれかに該当する土地について適用するものとする。

- (1) 法第6条第1項（法第88条第1項の規定により準用する場合を含む。第5条において同じ。）に規定する確認の申請がなされる建築行為に係る土地

(2) 第1条に規定する目的を達成するために市長が特に必要があると認める土地

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可を受けた開発行為を行う場合
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業を行う場合
- (3) 国、地方公共団体、公社、公団等の公的団体が行う事業
- (4) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく事業を行う場合
- (5) 街なみ環境整備事業制度要綱（平成5年建設省住整発第27号）に基づく街なみ整備助成事業を行う場合
（整備の協力依頼等）

第4条 市長は、狭あい道路に接する敷地の築造主等及び土地所有者に対し、後退道路用地を市に寄附することにより整備することについて協力を求めるものとする。
（事前協議等）

第5条 築造主等及び土地所有者は、狭あい道路に接する敷地について建築行為を行おうとする場合は、法第6条第1項に規定する確認の申請を行う前に、安全・安心生活道路事前協議書（様式第1号）を市長に提出し、後退道路用地の寄附について、市長と協議しなければならない。築造主等及び土地所有者が法第12条第5項の規定による報告をする場合も同様とする。

2 前項の事前協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、第2号及び第3号の図書については、道路後退用地を市に寄附する意思がない旨を表明した場合は省略することができる。

- (1) 付近見取図
- (2) 地図又は地図に準ずる図面（公図）
- (3) 登記事項証明書（土地に限る。）
- (4) 敷地現況図

- (5) 土地利用計画図（配置図）
- (6) 道路断面図
- (7) 道路の写真
- (8) 次項の規定による説明の概要（法第42条第2項に規定する境界線を越えて土地を寄附する場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認めるもの

3 築造主等及び土地所有者は、法第42条第2項に規定する境界線を越えて土地を市長に寄附しようとするときは、第1項の規定による協議までに、当該後退道路用地の対側地及び隣接地の所有者並びに当該後退道路用地をその区域に含む自治会の代表者に対し、当該後退道路用地の整備等の内容を説明しなければならない。

4 市長は、第1項に規定する安全・安心生活道路事前協議書が提出されたときは、後退道路用地の整備等に係る協議事項を回答通知書（様式第1の2号）により築造主等及び土地所有者に通知するものとする。

5 市長及び土地所有者は、前項の規定による通知により協議が成立したときは、協議事項について後退道路用地の寄附に関する協定書（様式第2号）により協定を締結するものとする。

6 市長は、協議を受けた後退道路用地の確定、整備及び維持管理が困難と認める場合は、当該協議を打ち切るものとし、その旨を安全・安心生活道路事前協議打ち切り通知書（様式第3号）により築造主等及び土地所有者に通知するものとする。

（外構工事等における協議）

第6条 築造主等及び土地所有者は、前条第5項の協定（以下「寄附協定」という。）の締結後において、外構工事、水道、下水道等の引込み工事等を実施する際には、事前に施工方法について道路管理者と協議するものとする。

（後退道路用地の測量、寄附等）

第7条 市長は、寄附協定締結後、市の費用により後退道路用地を確定するための測量及び分筆登記を行うものとする。この場合において、土地所有者は、当該測量及び隣接土地との境界確定に協力するものとする。

2 土地所有者は、後退道路用地が確定し、分筆登記手続が完了した後、後退道路用

地に係る寄附申出書（様式第4号）を市長に提出するものとし、市長は寄附申出書の提出を受けたときは、寄附受納書（様式第5号）を当該土地所有者に交付するものとする。

3 土地所有者は、前項の寄附申出書の提出までに、後退道路用地に抵当権、地上権、借地権その他権利の設定がある場合は、当該権利の解除、抹消登記手続等を行わなければならない。

4 市長は、第2項の寄附申出書の提出を受けた後、寄附を受けた後退道路用地の所有権移転に係る登記の嘱託をするものとする。

（後退道路用地の整備等）

第8条 市長は、市の費用により、寄附を受けた後退道路用地の整備工事を行うものとする。

2 市長は、前項の整備工事を実施する時期について、築造主等及び土地所有者と協議するものとする。

（協定の解除）

第9条 土地所有者は、寄附協定の解除を申し出るときは、安全・安心生活道路後退用地の寄附に関する協定解除申出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による安全・安心生活道路後退用地の寄附に関する協定解除申出書の提出があった場合において、寄附協定の解除について相当な理由があると認めるときは、当該解除に応じるものとする。

3 市長は、土地所有者が寄附協定に定める義務を履行しないときは、安全・安心生活道路後退用地の寄附に関する催告書（様式第7号）により相当の期間を定めて土地所有者にその履行を催告し、当該期間内に履行がないときは、当該寄附協定を解除することができる。

4 市長は、前3項に定める場合のほか、後退道路用地の整備が困難であると判断したときは、土地所有者にその理由を説明した上で、寄附協定を解除することができる。

5 市長は、前4項の規定により寄附協定を解除するときは、安全・安心生活道路後退用地の寄附に関する協定解除通知書（様式第8号）により土地所有者に通知する

ものとする。

(解除に係る費用負担)

第10条 市長は、前条第2項又は第3項の規定に基づき寄附協定を解除し、後退道路用地の整備等中止した場合において、当該解除が土地所有者の責めに帰すものであるときは、当該土地所有者に対し、当該中止に至るまでに市が整備に要した費用に相当する金額を請求することができる。

(自己の居住の用に供する住宅以外の建築行為に係る特例)

第11条 自己の居住の用に供する住宅以外の建築行為の場合は、寄附協定の締結を省略することができる。

2 第7条第1項及び第8条第1項の規定にかかわらず、市長は、前項に規定する建築行為に関する後退道路用地の測量、分筆及び整備工事に係る費用を負担しないものとする。

(角地の隅切り設置の協力依頼)

第12条 市長は、後退道路用地に係る角地に隅切りが必要な場合は、築造主等及び土地所有者に対し隅切りのための用地の寄附について協力依頼を行うものとする。

(施行の細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月31日から施行する。

附 則 (平成21年3月13日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の姫路市安全・安心生活道路整備要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に提出された事前協議書に係る寄附及び整備について適用し、同日前に提出された事前協議書に係る寄附及び整備については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年3月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の姫路市安全・安心生活道路整備要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に提出された事前協議書に係る寄附及び整備について適用し、同日前に提出された事前協議書に係る寄附及び整備については、なお従前の例による。